

山の辺の道 地域戦略会議 規約

(名称)

第1条 本会は、山の辺の道 地域戦略会議(以下「戦略会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 戦略会議は、「なら歴史芸術文化村」及び「なら食と農の魅力創造国際大学校」を核とした山の辺の道周辺の農村地域等における賑わいの創出と地域活性化を図るため、アグリツーリズムを中心とした地域戦略の策定から実践まで一貫しておこなうことを目的とする。

(組織)

第3条 戦略会議は、別紙1に掲げる団体、機関、農業者等(以下「構成員」という。)をもって構成する。ただし、必要に応じて、構成員以外の者に戦略会議への出席を求めることができる。

- 2 戦略会議に会長を置き、会長は奈良県食と農の振興部長をもって充てる。
- 3 戦略会議に入退会しようとする者は、会長の承認を得なければならない。

(部会)

第4条 戦略会議において、具体的な検討を行うため専門の部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会は次のとおりとする。
 - (1)観光地域づくり部会
 - (2)天理地域振興部会
 - (3)桜井地域振興部会
- 3 部会で検討するテーマごとの取組を実践していくため、プロジェクトチームを置くことができる。

(幹事会)

第5条 部会の連絡調整及び全体戦略の策定、マネジメントをおこなうため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる者をもって構成する。ただし、必要に応じて、幹事以外の者に出席を求めることができる。
- 3 幹事会には、代理出席を認める。
- 4 幹事会に幹事長を置き、幹事長は奈良県食と農の振興部次長(豊かな食と農の振興担当)をもって充てる。

(事務局)

第6条 戦略会議の事務局は、奈良県食と農の振興部豊かな食と農の振興課に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、戦略会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規約は、令和元年5月30日から施行する。

附 則 この規約は、令和2年4月1日(一部改正)から施行する。

附 則 この規約は、令和4年4月1日(一部改正)から施行する。

附 則 この規約は、令和5年4月1日(一部改正)から施行する。

別紙1

山の辺の道 地域戦略会議 構成員

団体・機関 等
一般財団法人 奈良県ビクターズビューロー 企画販売部
有限会社 南都観光社
やまとびと 株式会社
有限会社 OFFICE KATSUI
桜井まちづくり 株式会社
三輪まちづくり法人 株式会社 リアライズ
有限会社 天理観光農園
森岡祥章 観光果樹園
木谷ワイン 株式会社
山の辺の道周辺農村づくりネットワーク
NAFIC周辺賑わいづくり協議会
南都銀行 地域事業創造部
天理大学
天理市農業委員会
桜井市農業委員会
天理市
桜井市
奈良県